

概要

- ✓ 国の在宅医療の体制構築に係る指針において、①退院支援、②日常の療養支援、③急変時の対応及び④看取りの4つの医療機能の確保に向けて、自ら**24時間対応体制の在宅医療を提供**するとともに、**他の医療機関の支援**も行いながら、**医療や介護、障害福祉の現場での多職種連携の支援**を行う病院・診療所を、「在宅医療において積極的役割を担う医療機関」として医療計画に位置付けることとされている。
- ✓ 都においては、区市町村が地区医師会等の**地域の関係者と協議**した上で、**都に推薦した医療機関**（原則として在宅療養支援診療所・病院）を「在宅療養において積極的役割を担う医療機関」として指定（原則として各区市町村に1以上）

目標※

- 在宅医療の提供及び他医療機関の支援を行うこと。
- 多職種が連携し、包括的、継続的な在宅医療を提供するための支援を行うこと。
- 災害時及び災害に備えた体制構築への対応を行うこと。
- 患者の家族等への支援を行うこと。

求められる事項※

- ✓ 地域の在宅療養を積極的に支えるため、**地域の実情を踏まえ**、以下の取組を実施
 - 医療機関（特に一人の医師が開業している診療所）が必ずしも対応しきれない夜間や医師不在時、**患者の病状の急変時等における診療の支援**を行うこと。
 - 在宅での療養に移行する患者にとって必要な医療及び介護、障害福祉サービスが十分確保できるよう、**関係機関に働きかける**こと。
 - 臨床研修制度における地域医療研修において、**在宅医療の現場での研修を受ける機会等の確保**に努めること。
 - **災害時等にも適切な医療を提供するための計画を策定**し、他の医療機関等の計画策定等の支援を行うこと。
 - 地域包括支援センター等と協働しつつ、**療養に必要な医療及び介護、障害福祉サービスや家族等の負担軽減につながるサービスを適切に紹介**すること。
 - 入院機能を有する医療機関においては、**患者の病状が急変した際の受入れ**を行うこと。

在宅療養において積極的役割を担う医療機関について (2/2)

これまでの経緯

■令和6年4月～10月

区市町村や関係団体との協議を行い、指定の方法やスケジュール等を調整

■令和6年11月

区市町村宛てに通知を発出し、本医療機関の推薦を依頼（令和7年2月末㍻）

指定状況

41自治体、171医療機関（一覧は資料5－2参照）

※令和7年3月14日までに推薦があった分について指定

※現時点で調整中の21自治体については、推薦があり次第順次指定

「在宅療養において積極的役割を担う医療機関」の一覧を年度内に都ホームページで公表

※ 「在宅療養において必要な連携を担う拠点」とあわせて公表

今後の予定

- ✓ 指定した医療機関に対して**取組状況等に関する調査を実施**
 - 調査結果の概要は、都の各種会議での活用を予定
- ✓ 毎年度、区市町村からの推薦に基づき**新規の指定を実施**
- ✓ 取組の好事例については、地区医師会・区市町村連絡会等で横展開

在宅療養に必要な連携を担う拠点について（1/2）

概要

- ✓ 国の在宅医療の体制構築に係る指針において、①退院支援、②日常の療養支援、③急変時の対応及び④看取りの4つの医療機能の確保に向けて、地域の実情に応じ、病院、診療所、訪問看護事業所、地域医師会等関係団体、保健所、市町村等の主体のいずれかを「在宅医療に必要な連携を担う拠点」として医療計画に位置付けることとされている。
- ✓ 都においては、**在宅医療・介護連携推進事業において構築された連携体制**を活用して引き続き在宅療養の充実を図っていくことが望ましいと考え、在宅医療・介護連携の取組を推進している**区市町村**を「在宅療養に必要な連携を担う拠点」として位置付ける。

目標※

- 多職種協働による包括的かつ継続的な在宅医療の提供体制の構築を図ること。
- 在宅医療に関する人材育成を行うこと。
- 在宅医療に関する地域住民への普及啓発を行うこと。
- 災害時及び災害に備えた体制構築への支援を行うこと。

求められる事項※

- ✓ 在宅療養に必要な連携の推進に向け、**地域の実情を踏まえ**、以下の取組を実施
 - **地域の医療及び介護、障害福祉の関係者による会議を定期的**に開催し、在宅医療における**提供状況の把握、災害時対応を含む連携上の課題の抽出及びその対応策の検討等**を実施すること。
 - 地域の医療及び介護、障害福祉サービスについて、**所在地や機能等を把握**し、地域包括支援センターや障害者相談支援事業所等と連携しながら、退院時から看取りまでの医療や介護、障害福祉サービスにまたがる**様々な支援を包括的かつ継続的に提供するよう、関係機関との調整を行う**こと。
 - **関係機関の連携による急変時の対応や24時間体制の構築や多職種による情報共有の促進**を図ること。
 - 在宅医療に係る医療及び介護、障害福祉**関係者に必要な知識・技能に関する研修の実施や情報の共有**を行うこと。
 - 在宅医療に関する**地域住民への普及啓発**を実施すること。

在宅療養に必要な連携を担う拠点について（2/2）

これまでの経緯

■令和6年11月 区市町村宛てに通知を発出し、区市町村における各取組の実施状況等の調査を実施（令和7年2月末㊞）

調査結果（「求められる事項」に対応する取組の実施状況）

■回答状況：50/62自治体（令和7年3月14日時点）

求められる事項	自治体数		取組例
	実施済	今後実施	
① 地域の医療及び介護、障害福祉の関係者による会議を定期的を開催し、在宅医療における提供状況の把握、災害時対応を含む連携上の課題の抽出及びその対応策の検討等を実施すること。	35	8	◆ 多職種による協議会の開催 ◆ 事業所へのアンケートの実施
② 地域の医療及び介護、障害福祉サービスについて、所在地や機能等を把握し、地域包括支援センターや障害者相談支援事業所等と連携しながら、退院時から看取りまでの医療や介護、障害福祉サービスにまたがる様々な支援を包括的かつ継続的に提供するよう、関係機関との調整を行うこと。	32	10	◆ 医療・介護資源マップの作成 ◆ 在宅医療相談窓口の設置による医療・介護関係者からの相談受付
③ 関係機関の連携による急変時の対応や24時間体制の構築や多職種による情報共有の促進を図ること。	32	7	◆ 東京都在宅医療推進強化事業への参画 ◆ 在宅療養病床確保事業の実施
④ 在宅医療に係る医療及び介護、障害福祉関係者に必要な知識・技能に関する研修の実施や情報の共有を行うこと。	37	7	◆ 医療・介護関係の多職種を対象とした研修の実施
⑤ 在宅医療に関する地域住民への普及啓発を実施すること。	43	1	◆ 講演会の開催、ガイドブックの配布

今後の予定

- ✓ 一覧を「在宅療養において積極的役割を担う医療機関」とあわせて都ホームページで年度内に公表
- ✓ 調査結果の概要を区市町村へ共有するとともに、都の各種会議での活用
- ✓ 取組の好事例については、地区医師会・区市町村連絡会等で横展開